

公立図書館における複写サービスガイドライン解説編

【ガイドライン作成の主旨と経緯】

公立図書館が利用者の求めに応じて実施している複写サービス、すなわち複製物の提供については、著作権法第31条第1項第1号の条文以外に、明確な基準が存在しない。これまで、研究者による逐条解説の本や昭和50年代にまとめられた文化庁著作権審議会での報告書の記述などを参考に、日本図書館協会等が発行したマニュアル的な冊子や様々な研修会で講師が作成した資料が活用されている。また、国公私立大学図書館協力委員会では、かなり詳しい実務的なマニュアルを作成公表している。

一方、公共図書館界では、これらに類する共通のガイドラインとなるものが多く、何らかの明確な基準が示されることを望む声が多くの公立図書館からあったことを受け、ガイドライン作成に至った。

【ガイドラインの内容と活用上の留意点】

このガイドラインは、全国の公立図書館において広く実施されている複写サービスについて、著作権の保護に配慮した、実務的な目安となるものとして全国公共図書館協議会が自主的にまとめたものである。権利者側団体からは、必ずしも賛同が得られていない項目もあるが、大部分は、これまで著作権法の解釈として定着している考え方とそれを踏まえて全国の公立図書館で実施してきた複写サービスの実態に即して次の点を考慮し整理した。

- ①全国の公立図書館である程度共通する複写サービスを実施する。
- ②利用者に対して明確な基準として示すことができる。

このガイドラインに法的な効力はない。したがって、各図書館の複写サービスの実施方法を拘束するものではないが、運用上、判断が必要になった際のツールとして活用できるものと考える。

【複写の範囲】

- ①著作物の一部分・発行後相当期間

著作権法第31条第1項第1号の解釈については、文化庁著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書（昭和51年9月）に、次のような記述がある。『一部分』とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあっては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。「定期刊行物」については、「発行後相当期間を経過」したものであれば、そこに掲載されている個々の著作物の全部の複製までを認めていけるが、通常の販売経路において当該定期刊行物を入手することができない状態をもって「相

当期間を経過』したものと理解すべきであろう。』

平成 5 年 6 月に複写権センターが国公私立大学図書館協力委員会に提案した複写に関するガイドライン（案）には、『「発行後相当期間」 次号が出されるまで（発行後 3 か月経過しても次号が発行されないものは 3 か月経過後）とする。』との記述がある。

複写できる範囲は、概ねどの公立図書館でもこれらの解釈を基に運用されている。すなわち、公立図書館が複写できる範囲は、一著作物につき最大二分の一までである。ただし、次号が発行され、または発行から 3 か月が経過した定期刊行物については、一著作物の全部を複写できる。ここで留意する点は、その定期刊行物が編集著作物（素材の選択や配列に創造性が認められる編集物）と捉えられる場合、掲載された個々の著作物は全部複写できるが、定期刊行物全体で複写できる範囲は半分までとなることである。

なお、定期刊行物のうち最新号については、著作権法上、著作物の一部であれば複写できるが、複写サービスそのものを制限する図書館もある。これは、主に管理上の理由から執られる措置であって、各館の判断によるものである。

②著作物の単位

著作物の単位をどう捉えるかは、著作物の種類によって判断が難しい場合があり、このガイドラインでは、基本的なものを示すに止めている。以下、ガイドラインを運用する上で参考となる点を列記する。

絵画や写真については、著作物の一部複製が同一性保持権の侵害にあたるという解釈があり、留意する必要がある。

地図については、一枚ものは、1 枚をもって一つの著作物として扱うが、測量法の規定が適用される地形図の複製については、測量法に基づき取り扱う。すなわち、複製の目的が営利性を有せず、学術調査・研究の場合に限り、一人につき 1 部、地図全部の複製が可能である。

（「国土地理院」→「承認申請 Q&A」 <http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-qa.html> 参照）

冊子体の地図は、見開きの地図を一つの著作物として扱う。ただし、紙面構成により全体を分割して掲載している場合は、資料全体を一つの著作物として扱うことができる。

本文中に引用されている写真、絵画、図表等は、独立した著作物として扱う必要はない。

【図書館間貸出により借り受けた資料の複写】

「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」は、著作権者団体の理解のもとに、日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会及び全国公共図書館協議会の 3 団体が共同で策定し、当該図書館団体を構成する各図書館間で適用しているものである。国立国会図書館から貸出しを受けた資料の複写利用については、当該ガイドラインではなく、国立国会図書館資料利用規則に基づき申請し承認を受ける必要が

ある。

【関係資料】

➤ 著作権法（抄） (昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)

(図書館等における複製等)

第 31 条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第 3 項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第 3 項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
 - 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合
- 2・3 (略)

(学校その他の教育機関における複製等)

第 35 条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 (略)

(裁判手続等における複製)

第 42 条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

- 一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 53 年法律第 30 号）第 2 条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続
- 二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

* 全条文については、「法令データ提供システム」（総務省 電子政府の総合窓口 e-Gov） <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 参照

➤ 著作権法施行令（抄） （昭和 45 年 12 月 10 日政令第 335 号）

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第 1 条の 3 法第 31 条第 1 項（法第 86 条第 1 項及び第 102 条第 1 項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第 2 条第 1 項の図書館
 - 二 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
 - 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（次条から第 3 条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前 2 号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

* 全条文については、「法令データ提供システム」（総務省 電子政府の総合窓口 e-Gov） <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 参照

➤ 著作権法施行規則（抄）
(昭和 45 年 12 月 23 日文部省令第 26 号)
(司書に相当する職員)

第 1 条の 3 令第 1 条の 3 第 1 項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務（以下「図書館事務」という。）に従事するものとする。

- 一 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条第 2 項の司書となる資格を有する者
- 二 図書館法第 4 条第 3 項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後 4 年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- 三 人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- 四 大学又は高等専門学校を卒業した者で、1 年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 五 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第 3 学年を修了した者で、4 年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

* 全条文については、「法令データ提供システム」（総務省 電子政府の総合窓口 e-Gov） <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi> 参照

➤ 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン

平成 18 年 1 月 1 日

社団法人日本図書館協会

国公私立大学図書館協力委員会

全国公共図書館協議会

（経緯）

- 1 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製を利用者が希望した場合、現在は、図書を借り受けた図書館（以下「借受館」という。）では、借り受けた図書が、自館で所蔵する図書館資料でないということから、著作権法第 31 条による複製を作製することをせず、当該図書を一旦返却した後に、利用者による複製作製の求めを図書を貸し出した図書館（以下「貸出館」という。）に取り次ぎ、貸出館から複製物の提供を受けていた。利用者にとっては、このような業務形態を理解することが極めて困難であり、目の前にある図書の複製物を入手するために時間、経費を余分に負担することになる。一方、権利者にとっては著作権法で認められた範囲内で複製が行われる限りにおいて、貸出館、借受館いずれで当該図書の複製が行われても複写の実

態に変わりはない。

(趣旨)

2 このような状況を改善して、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体（以下「図書館団体」という。）は、同協議会を構成する権利者団体（以下「権利者団体」という。）と協議を行った。その結果、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定し、当該の図書館団体を構成する各図書館は、借受館が当該図書の借用を申し込んだ利用者の求めに応じる場合に限り、他館から借り受けた図書についても、その複製物の提供を行うこととした。

なお、著作権法第31条1号による、許諾を得ないで図書館が行える複製の対象として他館から借り受けた資料が含まれるか否かは解釈の分かれることもあるが、このガイドラインは、限定的な条件下であれば実務的に対応することも必要であるという権利者団体の理解の下に策定されたものである。

(図書の借受)

3 このガイドラインによって複製物を提供する図書館においては、利用者が求める図書の提供に当たっては、購入その他の手段により自館において構築した自館の蔵書によるべきであり、他館から図書を借用して提供するのは、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする。

4 前項の「入手困難な場合」とは、以下の場合を指す。

- (1) 研究報告書であるなどの理由で一般市場に出回っていない場合、あるいは、絶版となったり、在庫状況が確認できないなどの理由で直ちに購入することが著しく困難である場合。
- (2) 購入する予算を直ちには準備することができない場合、あるいは、全巻セットでしか購入できない複数巻の図書などのように、購入・予約方式などの点で直ちに購入することが著しく困難である場合。

(複製の受付・作成)

5 借受館は、当該図書の利用を希望した利用者が、借り受けた当該図書の複製を求める場合、貸出館および借受館が共に著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること、および、利用者が求める複製物が著作権法第31条第1号の範囲内であることを確認出来たときに、その求めを受け付ける。

6 但し、借受館は、借受館が借り受けた図書を複製することを、貸出館が明示的に禁止している場合には、複製を作成することはしない。

7 借受館は、その図書館で定める著作権法第31条第1号による図書の複製に関わる

手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続を定め、それにより当該図書の複製を行う。

(図書の購入努力義務)

8 他館から借り受けた図書について、同一図書に対する複製依頼が 1 年間に 2 回以上あった場合は、借受館はその資料を購入する努力義務を負うものとする。

(ガイドラインの見直し)

9 このガイドラインに基づく運用に関して、図書館団体又は権利者団体から提議があった場合は、速やかにガイドラインの見直しを行う。

➤ 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関する Q & A

Q 1 : このガイドラインでは、「現物貸借で借り受けた図書の複製」とありますが、この中の「図書」には、雑誌や視聴覚資料なども含まれるのでしょうか。

A : このガイドラインによって複製を行うことが出来るのは、狭義の「図書」資料のみです。雑誌や視聴覚資料などの広義の「図書館資料」までは含まれていませんので、注意が必要です。

Q 2 : 3 に、「他館から図書を借用して提供するのは、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする。」とありますが、利用者が複製物（コピー）を求めない場合も、この原則にのっとる必要があるのでしょうか。

A : この項目の趣旨は、あくまで利用者へ複製物を提供することを前提としたものであり、純然たる現物貸借を制限しようとするものではありません。ただし、利用者が複製物を求めないとしても、利用者がその資料を必要としているすれば、本来、その資料はその図書館で備えるべき資料と言えます。一方、例えばレポートの提出期限などとの関係において、購入に要する期間より前に利用しなければならない場合もありますので、その時々の事情を考慮し、適切な対応を図ることが重要です。

Q 3 : 4 の「入手困難な場合」を更に詳しく説明してください。

A : (1) では、非売品である場合、絶版である場合、絶版の事実は確認できないが複数の書店や発行元に照会して、すべて品切れである場合、これらによって直ちに当該資料を購入できない、主として出版流通的な事情が例示されています。

一方、(2) では、年度当初などで予算が確定していないような場合、セットでしか販売されておらず、収集方針に合致しない資料などを同時に購入しなければならないような場合、ネット販売や予約販売などで会計的に対応できない

ような場合、これらによって直ちに当該資料を購入できない、主として図書館運営的な事情が例示されています。

なお、配分予算に対して当該資料の価格が高額なため直ちに購入できない場合、また、予算的な問題以外に、セット販売で、購入後、優先的に当該資料を配架するスペースが確保できず直ちに購入できない場合なども、(2)に含まれます。

ただし、いずれにしても、利用者がその資料を必要としているとすれば、本来、その資料はその図書館で備えるべき資料であるはずであり、常に購入のための努力を講じなければなりません。

Q 4 : 5 の「貸出館および借受館が共に著作権法第 31 条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること」とは、どういう意味ですか。

A : 「著作権法第 31 条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館」とは、著作権法施行令第 1 条の 3 に定められた図書館を指します。

このガイドラインに基づいて、借り受けた資料の複製を行う場合、資料を借り受け実際の複製行為を行う図書館はもちろん、資料を貸し出した図書館も著作権法施行令第 1 条の 3 に定められた図書館でなければなりません。したがって、例えば、大学の医学図書館が、他の病院に設置された図書館から資料を借り受けた場合、その資料は、このガイドラインに基づいて複製することはできません。

Q 5 : 6 の「貸出館が明示的に禁止している場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。

A : 周知のとおり、著作権法第 31 条に基づいて複製できる「図書館資料」とは、複写申込があった図書館が所蔵する資料であると従来は解釈されて来たため、他館から借り受けた資料は、借り受けた図書館において複製することはできませんでした。

しかしながら、一旦、これらの資料を貸し出した図書館に返却し、改めてその図書館や、同じ資料を所蔵する別の図書館に複写依頼をした場合と、直接、資料を借り受けた図書館で複製を行った場合とを比較すれば、権利者等に及ぶ経済的影響に変わりはありません。このような観点も含めて、このガイドラインの合意に至っています。

ただし、ガイドラインにのっとって対応するかどうかは、貸し出した図書館の判断になります。資料の状態などによって、資料保存の観点から複写を禁止される場合もあります。この場合、資料を貸し出した図書館の判断が尊重さ

れなければなりません。

Q 6 : 7に「著作権法第31条第1号による図書の複製に関する手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続」とありますが、具体的に、どのような手続をいうのでしょうか。

A : 特に決まった手続きはありません。他館資料の複写を行う図書館には、著作権法第31条第1号に基づいた自館資料の複写手続きは決められていると思います。それとは別に、このガイドラインの合意による、特別な措置としての複写であることを図書館が認識して複写を行うために、申込書の書式を変える等、自館資料の複写と異なる手続きを設けることになっています。その際にも、著作権法第31条第1号の範囲内であることの確認を行うことは盛り込む必要があります。

➤ 複製物の写り込みに関するガイドライン

平成18年1月1日

社団法人日本図書館協会

国公私立大学図書館協力委員会

全国公共図書館協議会

(経緯)

1 著作権法第31条第1号では、図書館等の利用者の求めに応じ「公表された著作物の一部分」のみの複製が無許諾で認められており、著作物全体の分量に関わらず著作物の一部分を超える複製は著作権者の許諾が必要とされている。図書館で所蔵している資料の中には、事典の一項目や俳句の一句、短歌の一首のような独立した著作物ではあるが、その全体の分量が少ないため、紙面への複製を行うと不可避的に著作物の一部分以外の部分が複製されて（写り込まれて）しまうものがある。これらの著作物の一部分のみの複製を行うためには、一部分以外の部分を遮蔽等により複製紙面から削除することが必要となるが、それが現実的には困難であるためこれらの著作物の複製自体を図書館では行えなかった。その結果、著作物の利用を阻害する結果となり、利用者からは疑問、要望が図書館に寄せられ、図書館として対応に苦慮してきた。

(趣旨)

2 このような状況を改善して、図書館利用者の便宜を図り、著作物の利用を促進するために、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体（以下「図書館団体」という。）は、同協議会を構成する権利者団体（以下「権利者団体」という。）と協議を行った。その結果、著作権者の経済的利益を尊重しつつ、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定し、図書館団体を構成す

る各図書館は、著作権法第31条第1号に基づいて作成される複製物に写り込まれる著作物の一部分以外の部分について以下のように取り扱うこととした。

(複製物の作製)

3 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、著作物の一部分のみ（以下「複製対象」という。）の複製を行うが、同一紙面（原則として1頁を単位とする）上に複製された複製対象以外の部分（写り込み）については、権利者の理解を得て、遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。

(全部又は大部分の複製の禁止)

4 上記写り込みの許容により、結果的に当該図書の全部又は大部分を複製することがあつてはならないものとする。

(対象資料の範囲)

5 以下の資料については、権利者の経済的利益を大きく侵害する恐れがあることから、このガイドラインは適用しないものとする。

①楽譜

②地図

③写真集・画集（書の著作物を含む）

④雑誌の最新号

(ガイドラインの見直し)

6 このガイドラインに基づく運用に関して、図書館団体又は権利者団体から提議があった場合は、速やかにガイドラインの見直しを行う。

➤ 「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ & A

Q 1 : 3に「同一紙面」の説明として「原則として1頁を単位とする」とあります
が、いかなる場合も見開きでの複写は認められないのでしょうか。

A : 例えば、著作物の一部分を指定した際、見開いた一方のページの途中が始点となり、もう一方のページの途中が終点となるような場合には、見開きで複写しても構いません。

また、複写しようとする資料の形状（大きさ）と複写機の形状（大きさ）との関係で、見開きの状態で複写せざるをえないような場合も、見開きで複写して構いません。

Q 2 : 「原則として1頁を単位とする」とありますが、1ページ内に複数の著作物が掲載されている場合、そのまま複写しても問題はありませんか。

A : 個々の著作物を遮蔽して複写することが困難な場合には、そのまま複写して構いません。

Q 3 : 4の「写り込みの許容により、結果的に当該図書の全部又は大部分を複製し、当該図書の購入に代替すること」とは、どのような状態をいうのでしょうか。

A : このガイドラインが対象とする複製の単位は、「原則として1頁」ですので、現実には、このガイドラインによって「図書の全部又は大部分を複製」という事態が生じるとは考えにくいと言えます。

しかしながら、同一資料への申込を重ね、結果として「図書の全部又は大部分を複製」するということも不可能ではありません。このようなことがないよう、各図書館では、複写申込を受付する際には、十分な注意が必要です。

Q 4 : 5によって、「楽譜、地図、写真集・画集」が対象資料から除外されていますが、複製しようとする紙面に挿図、引用資料、説明資料として、それらが掲載されている場合は、どのように扱えばいいのでしょうか。

A : 5で対象から除外している、楽譜、地図、写真集・画集は、もっぱら楽譜として刊行されたもの、あるいは地図帳、また、主に鑑賞を目的とした写真集・画集を想定しており、例えば事典に、合戦の項目があって、説明資料として地図が掲載されている場合や、音楽家の項目があって、代表作の楽譜の一部が掲載されている場合など、これらの地図や楽譜は、5で除外されている対象とはしません。

Q 4 : 5によって、「雑誌の最新号」が対象資料から除外されていますが、何故でしょうか。

A : 週刊誌や月刊誌などでは、連載のコラム記事で1頁以下のものがあり、それに対して根強い読者がいるそうです。ガイドラインを適用するとそれらの記事全体の複製が可能になりますが、場合によっては、その1頁を読むために雑誌の最新号を購入する場合もあるので、最新号については記事全体の複製は避け欲しいとの権利者側からの要望に基づくものです。また、この条項で言う「雑誌」とは週刊、月刊程度の発行頻度を持つ雑誌を指し、「最新号」とは次号が発行されるまでのものを指します。

➤ 著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書（抄）

第2章 著作権に関する諸問題（抄）

2 図書館等における複写複製（抄）

(1) 著作権法制（抄）

①現行法

図書館等の施設が果たしている公共的サービス機能にかんがみ、第31条において、図書館等が利用者の求めに応じて、また、その資料の保存・活用の必要に応じて行う複製について規定している。このような複製についても、著作物の通常の利用を妨げ

ず、かつ、著作権者の正当な利益を不当に害しない範囲内において許容されるものであることは当然であり、公衆に対するサービスの機能の面のみを重視して、安易な運用を行うことが許されないことはもとよりである。

図書館等における複製に関する規定及びその解釈についての検討の結果は、次のとおりである。

法第 31 条（図書館等における複製）

「図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの ア（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部分 イ（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存 ウ のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由エにより一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合」

ア 複製主体について

複製を行うことができる主体は図書館等であり、複製を行うに当たっては、当該図書館等の責任において、その管理下にある人的・物的手段を用いて行うことを要するものと解される。その運営が適正に行われるようにするため、著作権法施行規則第 1 条に定める有資格者（司書又はこれに相当する職員）が置かれていることが複製を行うことのできる条件とされており、従って、コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させたり、複製をコピー業者に委託したりすることはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される。

ただし、複写複製物の請求からその交付に至る間の手続を厳正なものとするのであれば、作業としての複製行為のみを複写請求者又はコピー業者に行わせることは許容されてよいと解する見解もあることを付記しておく。

イ 複写複製サービスの条件について

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあっては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。「定期刊行物」については、「発行後相当期間を経過」したものであれば、そこに掲載されている個々の著作物の全部の複製までを認めてい

るが、通常の販売経路において当該定期刊行物を入手することができない状態をもつて「相当期間を経過」したものと理解すべきであろう。

なお、当該複製物は「調査研究」の用に供されることを要件としており、娯楽用や鑑賞用のための複製物の供与は認められない。

ウ 図書館資料の保存のための複製について

貸出し、閲覧等の業務を行うためには、資料の適切な保存が図られる必要があり、そのため、既に所蔵している資料についての複製が認められるものであって、例えば、欠損・汚損部分の補完、損傷しやすい古書・稀観本の保存などの必要がある場合に複製を行うことができるものとしているものである。従って、例えば図書を一冊購入して、貸出し、閲覧又は他の図書館等への提供を目的として、その図書の多数の複製物を作成することが許容されるものでないことはいうまでもない。なお、所蔵資料のマイクロ化についても、このような意義を有する場合に限り認められるものと解すべきであり、すべてのマイクロ化が本号にいう保存のための複製に該当することとなるものではない。

エ 図書館等間における複製物の提供について

政令（著作権法施行令）で定める一定範囲の図書館等の間における複製物の提供を許容したものであり、企業内の資料室、研究室等からの請求による場合を認めるものではない。なお、この場合、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手する事が困難な資料の複製ができる事とされるものであって、単に当該資料の価格が高価であること、その入手に長期間を要することなどは、複製を認める理由とはならない。

* 「著作権審議会/文化審議会著作権分科会報告」（著作権情報センター）

http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9/s51_9.html

➤ 日本複写権センターによる「複写ガイドライン（案）」抜粋

著作権法第31条関係

a 第1号関係

「発行後相当期間」（定期刊行物） 次号が出されるまで（発行後3ヶ月経過しても次号が発行されないものは3か月経過後）とする。

「くりかえし」 同一の著作物を対象とする同一利用者の請求は6か月に1回限り

b 第2号関係

「必要がある場合」 イ. 稀観本のコピー作成（1部のみ）

ロ. 欠損ページの補充

ハ. 破損・汚損が著しい資料の複製作成（1部のみ）

c 第3号関係

「その他」 出版者からバックナンバーとしても入手不可能な定期刊行物

著作権法第31条に該当しない複写

- ① 政令で定められた以外の図書館等で行う複写
- ② 図書館等の施設外で行う委託複写
- ③ コイン式複写機器等による複写

ただし、次の4条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

- (1) 使用するコイン式複写機は、図書館等の管理の下にあるものであること
- (2) 利用者は、図書館等に複写の申し込みをしなければならないこと
- (3) 図書館等は、この申し込みについて、適法なものか否か厳格な審査を行うこと
- (4) 複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか、否を厳格に審査すること
- ④ 図書館資料でない（他から持ち込まれたあるいは借り受けた）出版物の複写
- ⑤ 来館者以外の者に提供する複写（ただし、当分の間、郵便の往復による利用者への直接の提供の場合は来館者の提供に準じて取り扱う。）
- ⑥ 利用者の観賞用・娯楽用（特に美術・写真等）および営利目的のための複写
- ⑦ 営利性をもって提供する複写
- ⑧ 未公表著作物の複写

➤ 「大学図書館における文献複写に関する実務要項」平成15年1月30日

「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説

- * 「国立大学図書館協会」→「関連資料集」（国立大学図書館協会）
<http://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf>
<http://www.janul.jp/j/documents/coop/kaisetsu.pdf>

➤ 大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）

- * 「国立大学図書館協会」→「関連資料集」（国立大学図書館協会）
http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA_v8.pdf

➤ 著作権Q&A～著作権なるほど質問箱～

- * 「文化庁」→「著作権」→「著作権制度に関する情報」
<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruходо/>

➤ 著作権Q&Aシリーズ

- * 「公益社団法人著作権情報センター」

<http://www.cric.or.jp/qa/qa.html>

➤ 多摩市立図書館事件判決

平成 7 (行コ) 63 著作権 行政訴訟 平成 7 年 11 月 8 日 東京高等裁判所

* 「最高裁判所」 → 「裁判例情報」 (最高裁判所)

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/A78B418D57307DB549256A7600272B97.pdf>

【参考文献】

- 『図書館サービスと著作権』 改訂第 3 版 日本図書館協会著作権委員会編 日本図書館協会 2007.5 (図書館員選書 10)
- 『Q&A で学ぶ 図書館の著作権基礎知識』 第 3 版 黒澤節男著 太田出版 2011.2 (ユニ知的所有権ブックス No. 12)
- 『著作権法コンメンタール 2 23 条～90 条の 3』 半田正夫編 効草書房 2009.1
- 『著作権法逐条講義』 5 訂新版 加戸守行著 著作権情報センター 2006.3
- 『著作権関係法令実務提要』 文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会編 第一法規出版 【加除式資料】